

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）等の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 文京区特別区税条例の改正

ア 配偶者控除の見直しに伴う改正

事項	改正内容
1 第 23 条 (改正) (区民税の申告)	公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、控除対象配偶者の定義の変更に伴い新設された「源泉控除対象配偶者」に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告を不要とする。

イ 特別区たばこ税の見直し

事項	改正内容
2 第 47 条 (改正) (製造たばこの区分)	喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を設ける。
3 第 48 条の 2 (新設) (製造たばことみなす場合)	加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなし、この場合の区分は「加熱式たばこ」とする。
4 第 49 条 (改正) (たばこ税の課税標準)	加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とし、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間にかけて段階的に移行する。 ※ 別表参照
5 第 50 条 (改正) (たばこ税の税率)	平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げる。 ・税率（1,000 本当たり） 第 1 段階 5,692 円（平成 30 年 10 月 1 日） 第 2 段階 6,122 円（平成 32 年 10 月 1 日） 第 3 段階 6,552 円（平成 33 年 10 月 1 日） ・手持品課税あり

※ その他第 51 条及び第 51 条の 3 について、文言の整備を行う。

ウ

事項	改正内容
6 付則第 11 条 (改正) (優良住宅地の造成等のために 土地等を譲渡した場合の長期譲 渡所得に係る区民税の課税の特 例)	租税特別措置法の改正に伴う引用条文の条ずれ 「第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」 →「第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」

※ その他第 35 条の 3、第 35 条の 5 及び第 36 条の 7 について、文言及び引用条文の整備を行
う。

(2) 文京区特別区税条例の一部を改正する条例 (平成 27 年 10 月文京区条例第 41 号)

事項	改正内容
7 改正条例付則第 3 条 (改正) (特別区たばこ税に関する経過 措置)	平成 31 年 4 月 1 日に予定されている旧 3 級品の 紙巻たばこに係る税率の引上げ (平成 27 年度税制 改正) を平成 31 年 10 月 1 日に延期する。

3 施行期日

(1) 税条例の改正

平成 30 年 10 月 1 日 事項 2 から事項 5 まで (第 47 条から第 50 条まで)、その他 (第 35 条
の 3、第 35 条の 5、第 36 条の 7、第 51 条及び第 51 条の 3)

平成 31 年 1 月 1 日 事項 1 (第 23 条)、事項 6 (付則第 11 条)

(2) 一部改正条例の改正

平成 30 年 10 月 1 日 事項 7 (改正付則第 3 条)

【別表】

加熱式たばこに係る課税方式の見直し

	現行の換算方法	改正後の換算方法
現 行	現行の換算方法×1.0	—
平成 30 年 10 月 1 日～	現行の換算方法×0.8	新換算方法×0.2
平成 31 年 10 月 1 日～	現行の換算方法×0.6	新換算方法×0.4
平成 32 年 10 月 1 日～	現行の換算方法×0.4	新換算方法×0.6
平成 33 年 10 月 1 日～	現行の換算方法×0.2	新換算方法×0.8
平成 34 年 10 月 1 日～	—	新換算方法×1.0

※ 現行の換算方法 重量を紙巻たばこの本数に換算する方法
加熱式たばこの重量 1 g = 紙巻たばこ 1 本

改正後の換算方法 「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法
「重量」=加熱式たばこの 0.4 g を紙巻たばこの 0.5 本に換算
「価格」=加熱式たばこの 1 箱当たりの小売価格を紙巻たばこ 1 本当たりの
平均価格で割ったものを紙巻たばこの 0.5 本に換算